

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】	1 3
○ 北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例【総務局総務部文書館】	1 4
○ 市長の給与の特例に関する条例【総務局人事部給与課】	2 5
○ 北九州市退職手当基金条例【総務局人事部給与課】	2 6
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	2 8
○ 北九州市印鑑条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】	3 7
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】	3 8
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	3 9
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	4 2
○ 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	4 3
○ 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	4 5
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	4 7
○ 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	4 8
○ 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	5 1

- 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 5 4
- 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 5 7
- 北九州市筑前海区漁業振興基金条例【産業経済局農林水産部水産課】 5 9
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】 6 0
- 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程を廃止する等の条例【建築都市局都市再生推進部事業推進課】 6 2
- 北九州市営住宅条例の一部を改正する条例【建築都市局住宅部住宅管理課】 6 3
- 副市長の給与の特例に関する条例【総務局人事部給与課】 6 6
- 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例【市議会事務局総務課】 6 7

◇ 規 則

- 北九州市筑前海区漁業振興基金条例施行規則【産業経済局農林水産部水産課】 8 9
- 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】 9 0
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 9 1
- 北九州市個人情報の保護に関する法律及び北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規則【総務局総務部文書館】 9 2
- 北九州市退職手当基金条例施行規則【総務局人事部給与課】 1 0 1

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【子ども家庭局科学館管理課】 1 0 2
- 指定管理者の指定の一部変更【建築都市局都市再生推進部都市再生企画課】 1 0 3

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 104

◇ 訓 令

- 北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 106

◇ 人事委員会

- 北九州市職員の給与に関する条例付則第63項、第65項及び第66項の規定による給料に関する規則【行政委員会事務局調査課】 107
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第23項、第25項及び第26項の規定による給料に関する規則【行政委員会事務局調査課】 119

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

重度障害者に対する医療費の助成に係る住所の特例の範囲を拡大することに伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加するため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 対象者の数が1,000人未満の個人情報ファイルについて帳簿を作成し、及び公表することにしました。
- 2 開示請求等に係る手数料は、無料とし、写しの交付に要する費用を徴収することにしました。
- 3 開示請求等に係る審査請求について、諮問に応じ、調査審議する等のため、市に、北九州市個人情報保護審査会を設置することにしました。
- 4 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を設定することにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇市長の給与の特例に関する条例

この条例の施行の日において在職する市長の令和9年2月19日までの給与を10%減ずることにしました。

この条例は、令和5年3月30日から施行することにしました。

◇北九州市退職手当基金条例

職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、定年に達したことにより退職した者に対して北九州市職員退職手当支給条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の規定により支給する退職手当の財源の確保を図り、もって財政の健全な運営に資するため、北九州市退職手当基金を設置する必要があるので、この条例を制定することにしました。

この条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

建築基準法の一部改正に伴い、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置に係る建築物の高さに関する特例の許可等の申請に対する審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

コンビニエンスストア等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を減額する特例の適用期限を、令和6年3月31日まで延長することにしました。

この条例は、令和5年3月30日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

博物館法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を整備することになりました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することになりました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改めることにしました。
- 2 保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を、20万円から22万円に改めることにしました。
- 3 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を5割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、28万5,000円から29万円に改めることにしました。
- 4 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を2割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、52万円から53万5,000円に改めることにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することになりました。

◇北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 幼保連携型認定こども園は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないことにしました。
- 2 幼保連携型認定こども園は、運営上必要と認められるときは、保育に支障がない場合に限り、乳児室等の設備及び保育に直接従事する職員の一部を他の社会福祉施設の設備及び職員として兼ねさせることができることにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することになりました。

◇北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 認定こども園は、子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、子どもの所在を確認しなければならないことにしました。
- 2 認定こども園に置かなければならない満3歳未満の子どもの保育に従事する保育士について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができることにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立吉野保育所を廃止することにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないことにしました。
 - 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、利用乳幼児の所在を確認しなければならないことにしました。
 - 3 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、保育に支障がない場合に限り、保育室及び各家庭的保育事業所等に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができることにしました。
- この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に関する規定を削除することにしました。
 - 2 特定教育・保育施設等が書面等により行うこととされている記録等について、電磁的記録により行うことができる範囲を拡大することにしました。
- この条例は、令和5年3月30日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 児童福祉施設は、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないことにしました。
- 2 児童福祉施設は、児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、児童の所在を確認しなければならないことにしました。
- 3 保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、保育に支障がない場合に限り、保育所に特有の設備及び保育に直接従事する職員の一部を当該社会福祉施設の設備及び職員として兼ねさせることができることにしました。
- 4 児童福祉施設は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないことにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないことにしました。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、利用者の所在を確認しなければならないことにしました。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないことにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市筑前海区漁業振興基金条例

北九州市における響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業と漁業との協調及び共生のために北九州市に寄付された寄付金を活用し、響灘洋上風力発電施設が設置される筑前海区における漁業振興に関する事業を推進するため、北九州市筑前海区漁業振興基金を設置することにしました。

この条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、令和5年3月30日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

帆柱公園駐車施設の大型自動車及び中型自動車の使用料を廃止することにしました。

この条例は、令和5年7月1日から施行することにしました。

◇北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程を廃止する等の条例

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の終了に伴い、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程及び学術研究都市土地区画整理特別会計を廃止することにしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 収入の申告等をするのが困難な事情にあると認める入居者について、収入の申告を免除するとともに、収入の申告以外の方法により把握した収入により市営住宅の使用料を決定することができることにしました。
 - 2 配偶者からの暴力の被害者について、同居し、又は同居しようとする親族がなくても入居することができる資格の範囲を拡大することにしました。
- この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇副市長の給与の特例に関する条例

副市長の令和9年2月19日までの給与を5%減ずることにしました。
この条例は、令和5年3月30日から施行することにしました。

◇北九州市議会の個人情報の保護に関する条例

北九州市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、北九州市議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、北九州市議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、以下のとおりです。

- 1 個人情報の保有の制限、利用目的の明示等の個人情報の取扱いについて定めることにしました。
 - 2 北九州市議会が保有している個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成し、及び公表することにしました。
 - 3 開示請求等に係る手数料は、無料とし、写しの交付に要する費用を徴収することにしました。
 - 4 開示請求等に係る審査請求について、北九州市個人情報保護審査会に諮問することにしました。
 - 5 正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルの提供を行った職員等に対する罰則を設けることにしました。
- この条例は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市筑前海区漁業振興基金条例施行規則

北九州市筑前海区漁業振興基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和5年3月30日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する場合の所得基準について、当該額の5割を減額する基準については被保険者等の数に乗ずる金額を29万円とし、2割を減額する基準については被保険者等の数に乗ずる金額を53万5,000円とすることにしました。
- 2 低所得により保険料を減免する場合の所得基準について、被保険者等の数に乗ずる金額を29万円とすることにしました。
この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加するため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市個人情報の保護に関する法律及び北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規則

個人情報の保護に関する法律及び北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 個人情報ファイル簿及び帳簿の作成及び公表は、個人情報ファイル簿等個票により行うことにしました。
- 2 個人情報の開示について、写しの交付に係る費用の額を設定することにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市退職手当基金条例施行規則

北九州市退職手当基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年北九州市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 7 の項特定個人情報の欄中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第2号

北九州市個人情報保護に関する法律施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 帳簿の作成及び公表（第3条）

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第4条—第8条）

第2節 訂正（第9条・第10条）

第3節 利用停止（第11条・第12条）

第4章 審査請求等

第1節 北九州市個人情報保護審査会（第13条—第16条）

第2節 諮問等（第17条）

第3節 審査会の調査審議の手続等（第18条—第23条）

第4節 雑則（第24条）

第5章 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

第7章 罰則（第28条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び消防長、財産区並びに地方独立行政法人をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 帳簿の作成及び公表

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに法第75条第1項の政令で定め

る事項を記載した帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し、及び公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルを除く。）については、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを帳簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（条例で定める開示情報及び不開示情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の氏名に係る部分（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当する部分及び次項に該当する部分を除く。）とする。

- 2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要がある情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合における当該部分に限る。）とする。

（開示請求に対する措置）

第5条 実施機関は、法第82条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示をしない場合（法第81条の規定により開示請求を拒否する場合及び当該保有個人情報を保有していない場合を除く。）において、当該保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を当該各項の書面に付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求等に係る手数料等)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定により写しの交付を受ける者(電磁的記録に記録されている保有個人情報について、規則で定めるものの交付を受ける者を含む。)は、当該写しの交付に要する費用を納付しなければならない。

3 市長及び地方公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用を徴収しないことができる。

第2節 訂正

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。この場

合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

第3節 利用停止

(利用停止決定等の期限)

第11条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章 審査請求等

第1節 北九州市個人情報保護審査会

(設置等)

第13条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問（以下「審査請求に係る諮問」という。）に応じ、同項の審査請求について調査審議するため、市に、北九州市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第24条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議すること。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、意見を述べること。
- (3) 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年北九州市条

例第22号)第45条第1項の規定による諮問に応じ、同項の審査請求について調査審議すること。

(4) 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議すること。

(組織)

第14条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第15条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第16条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第2節 諮問等

第17条 審査請求に係る諮問は、弁明書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29条第2項の弁明書をいう。以下同じ。)の提出を受け、又は弁明書を作成した後(反論書(同法第30条第1項に規定する反論書をいう。以下同じ。))又は意見書(同条第2項に規定する意見書をいう。以下同じ。))を提出すべき期間を定めたときは、当該期間を経過した後)、速やかに、審査会に行わなければならない。

2 審査請求に係る諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、弁明書の写し(反論書又は意見書が提出された場合は、それらの写しを含む。)を当該諮問と同時に(反論書又は意見書が当該諮問後に諮問庁に提出された場合は、それらの提出を受けた後、速やかに)、審査会に提出しなければな

らない。

3 諮問庁は、審査請求に係る諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の裁決を速やかに行うものとする。

4 諮問庁は、前項の裁決に係る裁決書の主文が同項の審査会の答申と異なる内容である場合には、その理由を当該裁決書に記載しなければならない。

第3節 審査会の調査審議の手続等

(審査会の調査権限)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合には、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による要求があったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、及び審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第19条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合には、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第20条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第21条 審査会は、第18条第3項若しくは第4項又は前条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された前項の主張書面又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項本文の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第22条 審査会が行う第13条第1項の規定による調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第4節 雑則

(個人情報 の適正な取扱いに関する意見の聴取等)

第24条 実施機関(地方独立行政法人を除く。第3号において同じ。)は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報 の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- 2 第13条第2項第3号の規定による調査審議に係る諮問等及び審査会の調査審議の手續等については、同条第1項の規定による調査審議の例による。
- 3 審査会が行う第13条第2項第3号の規定による調査審議の手續は、公開しない。

第5章 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

第25条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 前項の手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600円

第6章 雑則

（開示請求等の状況の公表）

第26条 実施機関は、毎年度1回、開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに審査請求の状況について、その概要を公表するものとする。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第28条 第15条第5項の規定に違反して職務上知ることができた秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第14項の規定は、公布の日から施行する。

（北九州市個人情報保護条例の廃止）

- 2 北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の北九州市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第11条に規定する業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において当該職員であった者のうち、個人情報の取扱いに従事していたもの
 - (2) この条例の施行前において旧条例第10条第3項に規定する受託業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者(以下「旧指定管理者」という。)が行う公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 この条例の施行前に旧条例第16条第1項、第30条第1項本文又は第38条第1項本文の規定による請求があった場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例第44条第1項又は第47条第2項の規定による諮問をした場合における旧条例に規定する調査審議については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第47条の北九州市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において第15条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 7 旧条例第49条第5項に規定する職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 付則第3項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第67条に規定する指定管理者保有個人情報(以下「指定管理者保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索す

ることができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

10 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

11 付則第3項第3号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

12 付則第7項の規定によりなお従前の例によることとされた同項の義務に違反した者に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

13 この条例の施行前に旧条例に規定する違反行為をした者に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

14 市長は、この条例の施行前においても、第15条第1項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、当該任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

（北九州市情報公開条例の一部改正）

15 北九州市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第1号の次に次の1号を加える。

（1）の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項各号列記以外の部分に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項各号列記以外の部分に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項各号列記以外の部分に規定する個人識別符号

（北九州市行政不服審査会条例の一部改正）

16 北九州市行政不服審査会条例（平成27年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第1項の機関」を「北九州市行政不服審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審査会は、行政不服審査法第81条第1項の機関として、同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第1項の審査請求に係る事項を除く。）を処理する。

第8条中「総務企画局」を「総務局」に改める。

（北九州市債権管理条例の一部改正）

17 北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

市長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第3号

市長の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 この条例の施行の日において在職する市長の令和5年4月1日から令和9年2月19日まで(以下「特例期間」という。)の各月分の給料及び地域手当の額については、市長等の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第74号。以下「市長等給与条例」という。)第2条及び第4条の規定にかかわらず、市長等給与条例第2条の規定並びに市長等給与条例第4条において準用する北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。)第10条及び第14条の規定による給料及び地域手当の額から当該給料及び地域手当の額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

2 特例期間の各年の6月1日及び12月1日を基準日(市長等給与条例第4条において準用する給与条例第24条第1項前段に規定する基準日をいう。)とする市長の期末手当の額については、市長等給与条例第4条の規定にかかわらず、同条において準用する給与条例第24条第2項の規定による期末手当の額から当該期末手当の額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(端数計算)

第2条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和5年4月分の市長の給与の特例)

2 令和5年4月分の市長の給料及び地域手当についての第1条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の23.5」とする。

北九州市退職手当基金条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 4 号

北九州市退職手当基金条例

(設置)

第 1 条 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和 5 8 年北九州市条例第 1 2 号）付則第 3 項の規定により職員の定年が段階的に引き上げられ、令和 1 3 年 4 月 1 日から 6 5 歳となることに伴い、定年に達したことにより退職した者に対して北九州市職員退職手当支給条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 2 5 号）又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成 2 8 年北九州市条例第 5 8 号）の規定により支給する退職手当の財源の確保を図り、もって財政の健全な運営に資するため、北九州市退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第5号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(83)	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円	
(83)の2	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき 33,000円	

を

「

(82)の2	建築基準法第52条第6項第3号に規定する建築物の容積率に關す		1件につき27,000円	
--------	--------------------------------	--	--------------	--

」

	る特例の認定の申請に対する審査			
(83)	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項に規定する建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき160,000円	
(83)の2	建築基準法第53条第4項又は第5項第4号に規定する建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき33,000円	

に、

(87)	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円	
------	---	--	-------------------	--

を

(86)の2	建築基準法第55条第3項		1件につき160,000円	
--------	--------------	--	---------------	--

	に規定する建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査			
(87)	建築基準法第55条第4項各号に規定する建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		1件につき160,000円	

に、

「

(89)	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		1件につき 27,000円	
------	--	--	------------------	--

を

「

(89)	建築基準法第57条第1項に規定する建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件につき27,000円	
------	--	--	--------------	--

	に対する審査			
(89)の 2	建築基準法第 58条第2項 に規定する建 築物の高さに 関する特例の 許可の申請に 対する審査		1件につき160, 000円	

に、

「

(102)	建築基準法第 86条第2項 の規定に基づ く1又は2以 上の建築物に 関する特例の 認定の申請に 対する審査	建築物（既 存建築物を 除く。以下 この号にお いて同じ。 ）の数が1 である場合	1件につき 78,000円	
		建築物の数 が1又は2 以上である 場合	1件につき 78,000円と 28,000円に 1を超える建築物 の数を乗じて得た 額との合計額	

を

「

(102)	建築基準法第 86条第2項 に規定する1 又は2以上の 建築物に関す る特例の認定 の申請に対す る審査	建築物（建 築等をする ものに限る 。以下この 号において 同じ。）の 数が1であ る場合	1件につき78,0 00円	
-------	---	--	------------------	--

に、

		建築物の数が2以上である場合	1件につき78,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
--	--	----------------	---	--

「

(102) の3	建築基準法第86条第4項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき 220,000円 と28,000円 に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103)	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 78,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき 78,000円と 28,000円に 1を超える建築物	

			の数を乗じて得た額との合計額	
(103)の2	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき 220,000円 と28,000円 に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103)の3	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき 220,000円 と28,000円 に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	

を

(102) の3	建築基準法第86条第4項に規定する1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103)	建築基準法第86条の2第1項に規定する建築物の新築及び増築等に関する認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物で新築するもの及び一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき78,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき78,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得	

			た額との合計額	
(103) の2	建築基準法第86条の2第2項に規定する建築物の各部分の高さ及び容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物で新築するもの及び一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103) の3	建築基準法第86条の2第3項に規定する建築物の新築及び増築等に関する許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物で新築するもの及び一敷地内許可建築物で増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数	1件につき220,000円	

に

		が1である 場合		
		建築物の数が2以上である場合	1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	

」

改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 6 号

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 1 項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「次に掲げる方法」に改め、同項に次の各号を加える

。

（1） 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

）を利用する方法

（2） 移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用する方法

付則第 3 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 4 条の 2 第 1 項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 7 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 2 0 条第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。

(北九州市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 北九州市旅館業法施行条例(平成 1 5 年北九州市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「第 2 9 条」を「第 3 1 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 8 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和 47 年北九州市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「第 24 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣」を「第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣」に、「第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣」を「第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣」に、「第 21 条の 5 の 3 第 2 項に規定する厚生労働大臣」を「第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣」に改める。

(北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年北九州市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 3 条 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年北九州市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(北九州市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 4 条 北九州市子ども・子育て会議条例(平成 25 年北九州市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

(北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正)

第 5 条 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例(平成 26 年北九州市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

(北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第14条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)及び(イ)以外の部分中「以下イ」を「(ア)」に、「ものを」を「提供を」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に、「教育内容」を「保育内容」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1

号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第38条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「もの」を「提供」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「もの」を「提供」に改める。

(北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第7条 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 9 号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項本文中「4 0 万 8 , 0 0 0 円」を「4 8 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 1 4 条の 9 中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に、「2 8 万 5 , 0 0 0 円」を「2 9 万円」に改め、同条第 2 項中「5 2 万円」を「5 3 万 5 , 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定及び第 2 0 条第 1 項の改正規定（「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める部分に限る。）は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産する被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。

3 改正後の第 1 4 条の 9 及び第 2 0 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第10号

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表以外の部分中「から第13条まで」を「、第12条」に改め、同表の第13条の項を削り、同表の第51条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

第2条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表以外の部分中「第12条」の次に「、第13条の2」を加え、同表の第12条の項中「（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同表の第12条の項の次に次の1項を加える。

第13条の2 第1項	入所者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第15条第1項の表の第21条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第2項本文中」を、「便所」と」の次に「、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であって」と」を加える。

付則に次の2項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

9 第7条第3項の表の備考第1項に定める者については、当分の間、1人

に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児3人以下を入園させる幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

10 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 1 号

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する 条例

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中第 1 2 項を第 1 4 項とし、第 9 項から第 1 1 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 認定こども園は、子どもの通園、認定こども園外での学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

1 0 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

付則に次の 1 項を加える。

7 第 6 条第 1 項の保育士については、当分の間、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満 1 歳未満の子ども 3 人以下を入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、認定こども園は、

改正後の第11条第10項のブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、ブザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、同条第9項に定める所在の確認（子どもの降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第12号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

北九州市立 新門司保育所	北九州市門司区吉志一 丁目31番1号	を
〃 吉野〃	〃 〃 丸山一 丁目19番1号	

北九州市立 新門司保育所	北九州市門司区吉志一 丁目31番1号	に
-----------------	-----------------------	---

改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 3 号

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 0 条」の次に「・第 5 1 条」を加える。

第 6 条各号列記以外の部分中「次条第 1 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育事業所等外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席

及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際の所在の確認に限る。)を行わなければならない。

第10条本文中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第22条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第24条第2項各号列記以外の部分中「又は」の次に「当該」を加え、「者と」を「ものと」に改め、同項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第4号中「及び深夜」を「若しくは深夜」に改め、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第13条、第22条第4号、第24条第2項及び第38条第4号の改正規定

並びに第50条を第51条とし、第6章中同条の前に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の3第1項の家庭的保育事業者等は、同条第2項のブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、ブザー等を備えないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、同条第1項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第14号

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第6条第2項から第6項までを削る。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第39条第2項を削る。

第54条を第55条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項の規定により教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

- (1) 電子情報処理組織を使用して記載事項を教育・保育給付認定保護者に送信し、又はその閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は第6項各号に掲げる方法により承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の承諾を得た特定教育・保育施設等は、教育・保育給付認定保護者から文書又は次項各号に掲げる方法により当該承諾に係る電磁的方法による記載事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等による同意については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の提出に代えて、次に掲げる方法により得ることができる。
- (1) 電子情報処理組織を使用して書面等に記載すべき事項を教育・保育給付認定保護者から受信し、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により書面等に記載すべき事項をファイルに記録した物の提出を受ける方法
- 7 前項各号に掲げる方法は、特定教育・保育施設等がファイルへの記載を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第15号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する児童福祉施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 児童福祉施設は、児童の児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該

自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条中「（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条第3項中「清しき」を「清拭」に改める。

付則第7項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児3人以下を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2第1項に規定する児童福祉施設（保育所を除く。）についての同条（第3項を除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、保育所は、改正後の第7条の3第2項のブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、ブザー等を備えないことができる。この場合において、保育所は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、同条第1項に定める所在の確認（児童の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 6 号

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 1 3 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継

続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

北九州市筑前海区漁業振興基金条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第17号

北九州市筑前海区漁業振興基金条例
(設置)

第1条 北九州市における響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業と漁業との協調及び共生のために北九州市に寄付された寄付金を活用し、響灘洋上風力発電施設が設置される筑前海区（漁業法（昭和24年法律第267号）第136条第1項の規定により農林水産大臣が定める筑前海区をいう。）における漁業振興に関する事業を推進するため、北九州市筑前海区漁業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 8 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 有料施設の使用料の表のその他の帆柱公園駐車施設の項中

大型自動車 中型自動車	1 台 1 回（ 1 日以内）	1, 0 0 0 円以下の範囲 内で規則で 定める額	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第 3 条に規定するところによる。
普通自動車	1 台 1 回（ 2 時間以内 ）	1 0 0 円以下 の範囲内で 規則で定める 額	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第 3 条に規定する普通自動車をいう。 2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して 1 日又はその端数ごとに 3 0 0 円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。 3 駐車時間が 2 0 分以内のときは、無料とする。

を

普通自動車	1 台 1 回（ 2 時間以内 ）	1 0 0 円以下 の範囲内で 規則で定める 額	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第 3 条に規定する普通自動車をいう。 2 使用を開始した日の
-------	-------------------------	-----------------------------------	---

			<p>翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>
--	--	--	--

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程を廃止する等の条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第19号

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程を廃止する等の条例

(北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の廃止)

第1条 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程(平成13年北九州市条例第52号)は、廃止する。

(北九州市特別会計条例の一部改正)

第2条 北九州市特別会計条例(昭和39年北九州市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第1条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の北九州市特別会計条例第1条第17号に規定する学術研究都市土地区画整理特別会計の令和4年度予算に係る収入及び支出については、なお従前の例による。

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 0 号

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

北九州市営住宅条例（平成 9 年北九州市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号オ中「附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付」の次に「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付」を加え、同号クを次のように改める。

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。（ア）から（ウ）までにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 前段に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（（エ）において「被害者等」という。）で、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの。

（ア） 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

（イ） 配偶者暴力防止等法第 1 0 条第 1 項（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

（ウ） 売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 3 4 条第 1 項の婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第 3 条第 1 項の配偶者暴力相談支援センターから配偶者（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 前段に規定する関係にある相手を含む。（エ）において同じ。）からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けた者

（エ） （ウ）の婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（（ウ）の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他の行政機関をいう。）又

は配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護を図るための活動を行う民間の団体（市長が認める団体に限る。）から配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの確認を受けた者

第9条第4項中「者、」の次に「配偶者のない者で現に」を加え、「寡婦」を「もの」に改める。

第11条第1項本文中「認定された」を「認定した入居者の」に、「同条第4項」を「同条第4項後段」に、「更正された」を「更正した」に、「第27条」を「第4項並びに第27条第1項及び第2項」に改め、同項ただし書中「からの」の次に「次条第1項の規定による」を、「よる」の次に「報告の」を、「かかわらず」の次に「当該」を加え、同条に次の1項を加える。

4 市長は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応ずることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の使用料を、毎年度、次条第3項の規定により認定した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。ただし、入居者又は同居者が暴力団員であるときは、この限りでない。

第12条第1項中「入居者」の次に「（前条第4項本文に規定する困難な事情にある旨の認定を受けた入居者を除く。）」を加える。

第23条第2項前段中「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改め、同項後段中「第7条第1項第3号」を「、第7条第1項第3号」に改める。

第29条第1項中「第11条第1項本文」を「同項本文又は同条第4項本文」に改め、「毎年度、」の次に「第12条第3項の規定により認定した」を、「第8条第2項」の次に「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第31条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第34条第1項中「第11条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「の規定による使用料」を「に規定する使用料」に、「又は第31条第3項」を「、第31条第3項又は次条第5項」に、「規定による保証金」を「保証金」に、「第32条の規定による」を「第32条前段の」に、「第36条の規定に

よる」を「第36条前段に規定する」に改める。

第35条第1項中「第37条第5項」を「第37条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）」に改める。

第37条及び第38条中「第11条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第43条第2項中「第11条第1項本文」の次に「又は同条第4項本文」を加え、同条第4項中「の規定により読み替えて（」を「において読み替えて（」に、「の規定により読み替えて準用される」を「において読み替えて準用する」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、「第11条第1項」の次に「又は第4項」を加え、「当該割増賃料等の限度額」を「、当該割増賃料等の限度額」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

副市長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第21号

副市長の給与の特例に関する条例

(副市長の給与の特例)

第1条 副市長の令和5年4月1日から令和9年2月19日(同日前にこの条例の施行の日において在職する市長が退職したときは、その退職の日)まで(以下「特例期間」という。)の各月分の給料及び地域手当の額については、市長等の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第74号。以下「市長等給与条例」という。)第2条及び第4条の規定にかかわらず、市長等給与条例第2条の規定並びに市長等給与条例第4条において準用する北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。)第10条及び第14条の規定による給料及び地域手当の額から当該給料及び地域手当の額にそれぞれ100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

2 特例期間の各年の6月1日及び12月1日を基準日(市長等給与条例第4条において準用する給与条例第24条第1項前段に規定する基準日をいう。)とする副市長の期末手当の額については、市長等給与条例第4条の規定にかかわらず、同条において準用する給与条例第24条第2項の規定による期末手当の額から当該期末手当の額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

(端数計算)

第2条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第22号

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、北九州市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関

する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項の表において「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個

個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

（2） 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3） 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業

委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者若しくは消防長、財産区、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項 本文	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（

		第1号に係る部分に限る。 。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。))に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、及び公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項本文又は第38条第1項本文の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目

的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に

次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合における当該部分を除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において

、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示をしない場合（前条の規定により開示請求を拒否する場合及び当該個人情報を保有していない場合を除く。）において、当該保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を当該各項の書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる

。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条前段の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条各号において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求等に係る手数料等）

第30条 議長に対し開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 第28条第1項本文の規定により写しの交付を受けるもの（電磁的記録に記録されている保有個人情報について、議長が定めるものの交付を受けるものを含む。）は、当該写しの交付に要する費用を納付しなければならない。

3 議長は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用を徴収しないことができる。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2） 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1） 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3） 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該

当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又

は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求

若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年北九州市条例第2号）第13条第1項に規定する北九州市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個

人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（開示請求等の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度1回、開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに審査請求の状況について、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者に

も適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市筑前海区漁業振興基金条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第10号

北九州市筑前海区漁業振興基金条例施行規則

(基金の管理)

第1条 北九州市筑前海区漁業振興基金（以下「基金」という。）は、産業経済局長が管理する。

(繰替運用の方法)

第2条 北九州市筑前海区漁業振興基金条例（令和5年北九州市条例第17号）第5条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度産業経済局長が財政局長と協議の上定める。

(帳簿)

第3条 産業経済局長は、北九州市筑前海区漁業振興基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第11号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第8条第1項第1号ア及びイ以外の部分中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同項第2号ア及びイ以外の部分中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第10条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項及び第8条第1項第1号ア及びイ以外の部分の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条（第1項第1号を除く。）及び第10条第1項第2号の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第12号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第37条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 当該申請を行う者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報
付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市個人情報の保護に関する法律及び北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第13号

北九州市個人情報の保護に関する法律及び北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 個人情報ファイル簿等の作成及び公表（第2条）

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第3条—第14条）

第2節 訂正（第15条—第20条）

第3節 利用停止（第21条—第24条）

第4章 審査請求等（第25条—第28条）

第5章 雑則（第29条—第31条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年北九州市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 個人情報ファイル簿等の作成及び公表

第2条 法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表並びに条例第3条第1項の規定による帳簿の作成及び公表は、個人情報ファイル簿等個票により行うものとする。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（保有個人情報開示請求書）

第3条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書により、北九州市立文書館（以下「文書館」という。）の長を經由して行うものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第4条 法第82条第1項本文又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に定める書面により、文書館の長を経由して行うものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部の開示をする旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部の開示をする旨の決定をしたとき 保有個人情報一部開示決定通知書

(3) 開示請求に係る保有個人情報の全部の開示をしない旨の決定をしたとき 保有個人情報不開示決定通知書

2 前項第1号及び第2号に定める書面には、法第82条第1項に規定するもののほか、条例第8条第2項の写しの交付に要する費用の額を記載しなければならない。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第5条 条例第6条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書)

第6条 条例第7条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第7条 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(第三者保護に関する手続)

第8条 法第86条第1項又は第2項本文の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書により、文書館の長を経由して行うものとする。

2 法第86条第1項又は第2項本文の意見書は、保有個人情報の開示に関する意見書とする。

3 法第86条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定についての通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(文書及び図画の開示の実施の方法)

第9条 法第87条第1項本文の閲覧は、次の各号に掲げる文書及び図画の区分に応じ、当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第5号までに該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合は、次項第1号に定めるもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合は、次項第2

号に定めるもの)

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

(5) 映画フィルム 当該映画フィルムを専用機器により映写したもの

2 法第87条第1項本文の写しの交付は、次の各号に掲げる文書又は図画の区分に応じ、当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号までに該当するもの及び映画フィルムを除く。) 次に掲げるもの

ア 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したもの

イ 当該文書又は図画をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。)により読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第10条 法第87条第1項本文の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(記録時間120分のものに限る。以下同じ。)、録音ディスク(記録時間80分のものに限る。以下同じ。)又は光ディスクに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(記録時間120分のものに限る。以下同じ。)又は光ディスクに複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)

により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)

以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

2 前項に規定する開示の方法（同項第3号ア及びウに掲げるものを除く。）

は、電磁的記録の全部を開示する場合に行うものとする。

（開示の実施の方法等の申出）

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施の方法等申出書により、文書館の長を経由して行うものとする。

（行政文書の汚損等に対する措置）

第12条 実施機関は、開示決定を受けた者で保有個人情報が記録されている行政文書（法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の閲覧又は視聴（聴取を含む。以下この条において同じ。）をするものが当該閲覧又は視聴に係る行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（写しの交付に要する費用）

第13条 条例第8条第2項の写しの交付に要する費用（以下「写しの交付費用」という。）のうち、写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 写しの交付費用のうち、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵送料に相当する額とする。

3 写しの交付費用は、現金又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書若しくは定額小為替証書をもって納付しなければならない。

4 写しの交付費用は、写しの交付を受けるとき（写しの送付の場合は、実施機関が保有個人情報が記録されている行政文書の写しを発送するとき。）までに納付しなければならない。

（費用の免除）

第14条 条例第8条第3項の規定により写しの交付費用を徴収しないことができる場合は、保有個人情報開示請求書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）により扶助を受けている

者であるとき。

(2) 災害その他やむを得ない事故により、生活が困難になった者であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長及び地方公営企業管理者が公益上必要と認めた者であるとき。

第2節 訂正

(保有個人情報訂正請求書)

第15条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書)

第16条 法第93条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により、文書館の長を経由して行うものとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をしたとき 保有個人情報訂正決定通知書

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をしたとき 保有個人情報不訂正決定通知書

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第17条 条例第9条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第18条 条例第10条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第19条 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第20条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書により行うものとする。

第3節 利用停止

(保有個人情報利用停止請求書)

第21条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第22条 法第101条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に定める書面により、文書館の長を経由して行うものとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 保有個人情報利用停止決定通知書

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 保有個人情報利用不停止決定通知書

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第23条 条例第11条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書)

第24条 条例第12条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

第4章 審査請求等

(北九州市個人情報保護審査会諮問通知書)

第25条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定による通知は、北九州市個人情報保護審査会諮問通知書により、文書館の長を経由して行うものとする。

(北九州市個人情報保護審査会)

第26条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の庶務は、総務局において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(諮問庁の申出)

第27条 諮問庁は、保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第18条第1項前段の規定により当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第28条 審査会は、条例第18条第3項若しくは第4項又は第20条の規定

により審査会に提出された主張書面又は資料について、条例第18条第4項の規定により鑑定を求めようとするときは、当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(施行の状況の公表)

第29条 条例第26条の規定による開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに審査請求の状況の公表は、市長が実施機関の状況を取りまとめ、北九州市公報に登載することにより行うものとする。

(帳票の様式)

第30条 この規則に定める帳票の様式は、総務局長が別に定める。

(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(北九州市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 北九州市個人情報保護条例施行規則（平成17年北九州市規則第43号）は、廃止する。

(経過措置)

3 条例付則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る前項の規定による廃止前の北九州市個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定は、同項の規定による旧規則の廃止後も、なおその効力を有する。

4 条例付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例に規定する調査審議に係る旧規則の規定は、第2項の規定による旧規則の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（第13条関係）

保有個人情報記録されている行政文書の種別	写しの種類	費用の額
1 文書又は図画（2の項から4の項までに該当するもの及び映画フィルムを除く。）	複写機により複写したもの（A3判以下の大きさのもの。以下同じ。）（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	複写機により複写した	用紙1枚につき20円

	もの（多色刷り）		
	<p>スキャナによって読み取ってできた電磁的記録（A3判以下の大きさの文書又は図画に係るもの。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p>	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	
	<p>スキャナによって読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p>	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	
2	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの（A3判以下の大きさのもの）	用紙1枚につき10円
3	写真フィルム	印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの。以下同じ。）に印画したもの	印画紙1枚につき40円
4	スライド	印画紙に印画したもの	印画紙1枚につき130円
5	電磁的記録	用紙に出力したもの（	用紙1枚につき10円

A 3 判以下の大きさのもの。以下同じ。) (単色刷り)	
用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙 1 枚につき 2 0 円
録音カセットテープに複写したもの	1 巻につき 3 0 0 円
録音ディスクに複写したもの	1 枚につき 4 0 0 円
ビデオカセットテープに複写したもの	1 巻につき 4 0 0 円
光ディスク (日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの	1 枚につき 1 0 0 円
光ディスク (日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの	1 枚につき 1 2 0 円

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷若しくは出力を行うとき又は両面に印刷された用紙をスキャナで読み取るときは、片面を 1 枚として額を算定する。
- 2 この表により難しい場合の費用の額は、当該保有個人情報記録されている行政文書の写しの作成に要する費用の実費に相当する額とする。

北九州市退職手当基金条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 4 号

北九州市退職手当基金条例施行規則

(基金の管理)

第 1 条 北九州市退職手当基金（以下「基金」という。）は、総務局長が管理する。

(繰替運用の方法)

第 2 条 北九州市退職手当基金条例（令和 5 年北九州市条例第 4 号）第 5 条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度総務局長が財政局長と協議の上定める。

(帳簿)

第 3 条 総務局長は、北九州市退職手当基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和 1 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

北九州市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市科学館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社パソナ安川ビジネススタッフ	北九州市八幡西区黒崎三丁目2番8号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第75号

北九州市門司麦酒煉瓦館に係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市門司麦酒煉瓦館	前	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
	後	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市公告第185号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年3月30日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

V I E R R A小倉

北九州市小倉北区浅野一丁目2番地711ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

J R西日本不動産開発株式会社

大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表取締役 藤原嘉人

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

J R西日本不動産開発株式会社

大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表取締役 國廣敏彦

イ 変更後

J R西日本不動産開発株式会社

大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表取締役 藤原嘉人

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ジェイアールサービスネット福岡

福岡市博多区博多駅南一丁目10番4号

代表取締役 田村紀人

他9者

イ 変更後

株式会社ジェイアールサービスネット福岡
福岡市博多区博多駅南一丁目10番4号
代表取締役 田村紀人
他10者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和4年6月17日

(2) 前項第2号 令和4年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年3月23日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年7月31日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市訓令第 1 号

庁中一般

北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令

北九州市高度情報化調整会議に関する規程（昭和 5 6 年北九州市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「置き、それぞれ別表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる」を「置く」に改め、同条第 3 項中「デジタル政策監」を「副委員長」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員長は北九州市副市長事務分担規則（昭和 4 2 年北九州市規則第 3 0 号）第 2 条に規定するデジタル市役所推進室に属する事務を担当する副市長、副委員長はデジタル政策監、委員及び幹事は委員長が指定する職にある者をもって充てる。

別表を削る。

付 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市職員の給与に関する条例付則第63項、第65項及び第66項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第2号

北九州市職員の給与に関する条例付則第63項、第65項及び第66項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。）付則第63項、第65項及び第66項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号。以下「定年条例」という。）第6条各号に掲げる職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされた職員であつて、給与条例付則第63項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例付則第59項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第11号。以下「初任給等規則」という。）第2条第4号に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴う降格を除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第5条第1項第1号から第5号までに掲げる給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない、初任給等規則別表第1から別表第8までに規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の初任給欄に異なる初任給の定めがある他の試験欄若しくは職種欄の区分又は学歴免許欄の区分に属する職への異動をいう。

- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 給与条例第8条第1項の規定により職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（給与条例第8条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、当該給料月額に北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）第2条第3項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。））をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例付則第63項の人事委員会規則で定める職員）

第3条 給与条例付則第63項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 異動日以後に初任給基準異動をされた職員
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をされた職員
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員（異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。）
- (4) 異動日の前日から特定日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定（給料表に規定する給料月額の改定をする条例が施行された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額をされることをいう。以下同じ。）をされた職員

（特例任用後降任等職員以外の職員に対する給与条例付則第65項の規定による給料の支給）

第4条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（給与条例付則第59項の規定の適用を受ける職員に限り、給与条例付則第63項に規定する職員及び特例任用後降任等職員を除く。）であって、次に掲げる職員のうち、特定日に給与条例付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額（特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となった職員にあっては、特定日にそれらの職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員の受けることとなる給料月額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（当該各号

のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員を除く。)には、当分の間、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第65項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をされた職員 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にこれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日に当該職員の受けることとなる給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。第3号ア及び第6条第1項第3号アを除き、以下同じ。)

(2) 異動日から特定日までの間に降格をされた職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をされた日に当該降格がなかったものとした場合に同日に当該職員の受けることとなる給料月額と同日に当該職員が受けていた給料月額との差額(降格が2回以上あった場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員(異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)に算出率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日の前日から特定日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額(給与条例別表第3のアの表備考第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の給料月額。以下同じ。)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるの

は、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例付則第65項の規定による給料の支給）

第5条 仮定異動期間末日（異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（給与条例付則第59項の規定の適用を受ける特例任用後降任等職員に限る。）であって、異動日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が、異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間に当該職員が受けていた給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額（以下「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号に掲げる職員を除く。）には、当分の間、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第65項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（給与条例付則第59項の規定の適用を受ける特例任用後降任等職員に限る。）であって、次の各号に掲げる職員のうち、異動日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（異動日後に第1号又は第3号に掲げる職員となった職員にあっては、異動日にそれらの職員となったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員の受けることとなる給料月額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（当該各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員を除く。）には、当分の間、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第

6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第65項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をされた職員 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日までの間当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にこれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までの間これらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）に異動日の前日に当該職員の受けることとなる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額にこれよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をされた職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をされた日に当該降格がなかったものとした場合に当該職員の受けることとなる給料月額と同日に当該職員が受けていた給料月額との差額（降格が2回以上あった場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）に算出率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間に当該職員が受けていた給料月額のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、その

うち最も多い給料月額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例付則第66項の規定による給料の支給)

第7条 給与条例付則第59項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に当該給料表異動があったものとした場合の当該職員の職務の級より下位の職務の級となるものをいう。以下同じ。)をされた職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をされた職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(降任等相当給料表異動をされた日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が、降任等相当転任日の前日に当該降任等相当給料表異動があったものとした場合に同日に当該職員の受けることとなる給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第66項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員につ

いて適用される第7条基礎給料月額、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 給与条例付則第59項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動をされた職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員には、当分の間、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例付則第66項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をされた職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をされた職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員（降任等相当転任日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。）

第8条 給与条例付則第59項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動をされた職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をされた職員に限る。第4項において同じ。）であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、降任等相当転任日に給与条例付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「転任日給料月額」という。）が、降任等相当転任日の前日に当該降任等相当給料表異動があつたものとした場合に同日に当該職員の受けることとなる給料月額（仮定異動期間末日の前日から当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日までの間当該給料表が引き続き適用されているものとした場合において、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額にこれよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額）に100分の70を乗じて得た額（以下「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）には、当分の間、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第66項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当

該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 給与条例付則第59項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動をされた職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員には、当分の間、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例付則第66項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をされた職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をされた職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員（特例任用期間降格等職員に対する給与条例付則第66項の規定による給料の支給）

第9条 給与条例付則第59項の規定の適用を受ける特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に当該給料表異動があったものとした場合の当該職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）に給与条例付則第59項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）には、当分の間、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第66項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に当該職員が受けていた給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間に当該職員が受けていた給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給

料月額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 假定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に当該給料表異動があったものとした場合の当該職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をされた職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に同日に当該職員の受けることとなる給料月額(假定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合において、假定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間に当該職員の受けることとなる給料月額にこれよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 假定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について同日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 給与条例付則第59項の規定の適用を受ける特例任用期間降格等職員であって、假定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員には、当分の間、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例付則第66項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給等規則第2条第3号に規定する昇格をされた職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をされた職員

(3) 假定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間

に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をされた職員

- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員（人事交流等職員に対する給与条例付則第66項の規定による給料の支給）
- 第10条 給与条例付則第59項の規定の適用を受ける、北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）の規定の適用を受ける職員からの異動により、又は初任給等規則第9条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下「人事交流等職員」という。）のうち、人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例付則第59項の規定により当該職員の受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして同項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員の受けることとなる給料月額。以下「特定日給料月額」という。）が、みなし異動日の前日に職員となったものとした場合に同日に当該職員の受けることとなる給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）には、当分の間、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第66項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた場合における前2項の規定の適用につ

いては、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 給与条例付則第59項の規定の適用を受ける人事交流等職員のうち、みなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例付則第66項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用を受ける職員又は初任給等規則第9条各号に掲げる者となり、引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をされた職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をされた職員

(4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては、特定日）以後に育児短時間勤務職員等となった職員

(この規則により難い場合の措置)

第11条 給与条例付則第63項、第65項又は第66項の規定による給料に関し、特別の事情によりこの規則の規定により難い場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例付則第63項、第65項及び第66項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間における第4条第1項第4号の規定の適用については、同号中「別表第3のアの表備考第2項」とあるのは「別表第3のアの表備考第2項又はイの表備考第2項」と、「同

項」とあるのは「これらの項」とする。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第23項、第25項及び第26項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第3号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例付則第23項、第25項及び第26項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）付則第23項、第25項及び第26項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理監督職 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号。以下「定年条例」という。）第6条各号に掲げる職をいう。

(2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。

(3) 特例任用後降任等教職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされた教職員であって、教職員給与条例付則第23項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用教職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める教職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用教職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める教職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。

(4) 特定日 教職員給与条例付則第19項に規定する特定日をいう。

(5) 降格 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年北九州市人事委員会規則第2号。以下「教職員初任給等規則」という。）第2条第4号に規定する降格のうち、他の職へ降任等に伴う降格を除いたものをいう。

- (6) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (7) 上限額 教職員給与条例第7条第2項の規定により教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（教職員給与条例第11条第1項に規定する育児短時間勤務教職員等（以下「育児短時間勤務教職員等」という。）にあっては、当該給料月額に北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）第2条第3項の規定により定められた当該育児短時間勤務教職員等の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。））をいう。
- (8) その者の号給等 当該教職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（教職員給与条例付則第23項の人事委員会規則で定める教職員）

第3条 教職員給与条例付則第23項の人事委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 異動日から特定日までの間に降格をされた教職員
- (2) 異動日の前日以後に育児短時間勤務教職員等となった教職員（異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務教職員等であった教職員を除く。）
- (3) 異動日の前日から特定日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定（給料表に規定する給料月額の改定をする条例が施行された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額をされることをいう。以下同じ。）をされた教職員

（特例任用後降任等教職員以外の教職員に対する教職員給与条例付則第25項の規定による給料の支給）

第4条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に限り、教職員給与条例付則第23項に規定する教職員及び特例任用後降任等教職員を除く。）であって、次に掲げる教職員のうち、特定日に教職員給与条例付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額（特定日後に第1号又は第3号に掲げる教職員となった教職員にあっては、特定日にそれらの教職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該教職員の受けることとなる給料月額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「第4条基礎給料月額」とい

う。)に達しないこととなる教職員(当該各号のうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員を除く。)には、当分の間、特定日以後の当該各号に掲げる教職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、教職員給与条例付則第25項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動をされた教職員 異動日の前日に当該給料表異動があったものとした場合(給料表異動が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動が順次あったものとした場合)に同日に当該教職員の受けることとなる給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。第3号ア及び第6条第1項第3号アを除き、以下同じ。)

(2) 異動日から特定日までの間に降格をされた教職員 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額から、当該降格をされた日に当該降格がなかったものとした場合に同日に当該教職員の受けることとなる給料月額と同日に当該教職員が受けていた給料月額との差額(降格が2回以上あった場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務教職員等となった教職員(異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務教職員等であった教職員を除く。) 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務教職員等である教職員 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)に算出率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

イ アに掲げる教職員以外の教職員 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日の前日から特定日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額(教職員給与条例別表第1のアの表備考第2項又はイの表備考第2項の規定の適用を受ける教職員にあっては、これらの項の給料月額。以下同じ。)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月

額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であって同項第4号に掲げる教職員に該当する教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であるものとし、当該教職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（特例任用後降任等教職員に対する教職員給与条例付則第25項の規定による給料の支給）

第5条 仮定異動期間末日（異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員（教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける特例任用後降任等教職員に限る。）であって、異動日に同項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が、異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間に当該教職員が受けていた給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額（以下「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（次条第1項各号に掲げる教職員を除く。）には、当分の間、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、教職員給与条例付則第25項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額」とする。

第6条 仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける特例任用後降任等教職員に限る。）であって、次の各号に掲げる教職員のうち、異動日に同項の規定により当該教職員の受ける給料月額（異動日後に第1号又は第3号に掲げる教職員となった教職員にあつては、異動日にそれらの教職員となったものとした場合に異動日に同項の規定により当該教職員の受けることとなる給料月額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「第6条基礎給料月額」と

いう。)に達しないこととなる教職員(当該各号のうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員を除く。)には、当分の間、異動日以後の当該各号に掲げる教職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、教職員給与条例付則第25項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動をされた教職員 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から異動日の前日までの間当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合(給料表異動が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動が順次あり、同日から異動日の前日までの間これらの給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合)に異動日の前日に当該教職員の受けることとなる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間に当該教職員の受けることとなる給料月額にこれよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(教職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をされた教職員 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額から、当該降格をされた日に当該降格がなかったものとした場合に当該教職員の受けることとなる給料月額と同日に当該教職員が受けていた給料月額との差額(降格が2回以上あった場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務教職員等となった教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務教職員等である教職員 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)に算出率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)
 - イ アに掲げる教職員以外の教職員 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間に当該

教職員が受けていた給料月額その者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であって同項第4号に掲げる教職員に該当する教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であるものとし、当該教職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

(降任等相当給料表異動をした教職員に対する教職員給与条例付則第26項の規定による給料の支給)

第7条 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に当該給料表異動があったものとした場合の当該教職員の職務の級より下位の職務の級となるものをいう。以下同じ。)をされた教職員(第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員から降任等相当給料表異動をされた教職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(降任等相当給料表異動をされた日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に教職員給与条例付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が、降任等相当転任日の前日に当該降任等相当給料表異動があったものとした場合に同日に当該教職員の受けることとなる給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員(第4項各号に掲げる教職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、教職員給与条例付則第26項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動をされた教職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、次に掲げる教職員には、当分の間、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、教職員給与条例付則第26項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動をされた教職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をされた教職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務教職員等となった教職員(降任等相当転任日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務教職員等であった教職員を除く。)

第8条 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動をされた教職員(第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員から降任等相当給料表異動をされた教職員に限る。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、降任等相当転任日に教職員給与条例付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額(以下「転任日給料月額」という。)が、降任等相当転任日の前日に当該降任等相当給料表異動があったものとした場合に同日に当該教職員の受けることとなる給料月額(仮定異動期間末日の前日から当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日までの間当該給料表が引き続き適用されているものとした場合において、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間に当該教職員の受けることとなる給料月額にこれよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額)に100分の70を乗じて得た額(以下「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員(第4項各号に掲げる教職員を除く。)には、当分の間、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、教職員給与条例付則第26項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額」とあるのは、「上限額と当

該教職員の受ける給料月額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動をされた教職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、次に掲げる教職員には、当分の間、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、教職員給与条例付則第26項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動をされた教職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（教職員の同意を得て行うものを除く。）をされた教職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務教職員等となった教職員

（特例任用期間降格等教職員に対する教職員給与条例付則第26項の規定による給料の支給）

第9条 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける特例任用期間降格等教職員（第3項特例任用教職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（教職員の同意を得て行うものに限る。）をされた教職員又は給料表異動により当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に当該給料表異動があったものとした場合の当該教職員の職務の級より下位の職務の級となった教職員をいう。以下同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、特例任用期間降格等教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）に教職員給与条例付則第19項の規定により当該教職員が受ける給料月額（以下「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（第4項各号に掲げる教職員を除く。）には、当分の間、特例任用期間降格等教職員となった日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、教職員給与条例付則第26項の規定による

給料として支給する。

(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 特例任用期間降格等教職員となった日の前日に当該教職員が受けていた給料月額（假定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日の前々日までの間に当該教職員が受けていた給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 假定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に当該給料表異動があったものとした場合の当該教職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をされた教職員 特例任用期間降格等教職員となった日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に同日に当該教職員の受けることとなる給料月額（假定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等教職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合において、假定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日の前々日までの間に当該教職員の受けることとなる給料月額にこれよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額」とする。

3 假定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について同日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける特例任用期間降格等教職員であって、假定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、次に掲げる教職員には、当分の間、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、教職員給与条例付則第26項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等教職員となった日の翌日から法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に教職員初任給等規則第2条第3号に規定する昇格をされた教職

員

- (2) 特例任用期間降格等教職員となった日以後に給料表異動（給料表異動のうち、当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をされた教職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等教職員となった日までの間に降格（教職員の同意を得て行うものを除く。）をされた教職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務教職員等となった教職員

（人事交流等教職員に対する教職員給与条例付則第26項の規定による給料の支給）

第10条 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員からの異動により、又は教職員初任給等規則第10条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された教職員（以下「人事交流等教職員」という。）のうち、人事交流等教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）前に教職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等教職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に教職員給与条例付則第19項の規定により当該教職員の受ける給料月額（人事交流等教職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に教職員であったものとして同項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該教職員の受けることとなる給料月額。以下「特定日給料月額」という。）が、みなし異動日の前日に教職員となったものとした場合に同日に当該教職員の受けることとなる給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（第4項各号に掲げる教職員を除く。）には、当分の間、人事交流等教職員となった日（特定日前に人事交流等教職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、教職員給与条例付則第26項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と

当該教職員の受ける給料月額」とする。

3 みなし異動日の前日から特定日（人事交流等教職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料月額が増額改定又は減額改定をされた場合における前2項の規定の適用については、人事交流等教職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額の欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける人事交流等教職員のうち、みなし異動日がある者であって、人事交流等教職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、次に掲げる教職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、教職員給与条例付則第26項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて給与条例の規定の適用を受ける職員又は教職員初任給等規則第10条各号に掲げる者となり、引き続き人事交流等教職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等教職員となった日後に給料表異動をされた教職員

(3) 人事交流等教職員となった日から特定日までの間に降格をされた教職員

(4) 人事交流等教職員となった日（特定日前に人事交流等教職員となった場合にあっては、特定日）以後に育児短時間勤務教職員等となった教職員

（この規則により難い場合の措置）

第11条 教職員給与条例付則第23項、第25項又は第26項の規定による給料に関し、特別の事情によりこの規則の規定により難い場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、教職員給与条例付則第23項、第25項及び第26項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。